ネイチャーゲームの普及と 指導者養成に関する一考察

○降旗 信一(ネイチャーターム研究所) 大島 順子(日本体育大学、ネイチャーターム研究所)

ネイチャーゲーム 知的所有権 指導者養成

1. はじめに

米国人ナチュラリスト J. コーネルは1979年、自然や環境をゲームを通して理解、体験するプログラム、ネイチャーゲーム(原題『SHARING NATURE WITH CHILDREN』)を発表した。発表後、全米中の親や教師の間でベストセラーとなり、25万部という発行部数になるとともに海外でもイギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアなどで次々と出版され、世界的に普及されている。我が国においても昨今の環境問題に対する意識の高揚から環境教育の推進が叫ばれ、それを生活に生かすためにはまず自然の素晴らしさを実感することが最初の一歩だとして、ネイチャーゲームは学校教育や社会教育の現場で急速に広がりを見せている。現在日本では、ネイチャーゲーム研究所(以下、研究所と略す)が、コーネル氏より普及ライセンスを取得し、1986年よりネイチャーゲームの研究と普及にあたっている。研究所では、1990年よりネイチャーゲームの指導者養成をスタートさせ、初級指導員を養成する「初級指導員養成講座」(以下、初級講座と略す)を実施、約2年間でその数はすでに1000名を越えるに至った。

昨今の日本においては野外活動の指導者養成の必要性が社会的に認識されつつあるが、特に外国で考案された野外活動プログラムを国内で普及する際の手法や課題点については、論じられる機会が少ないのが現状である。しかし、環境教育の世界的な要求が高まる中、今後、ネイチャーゲームはもとより、PLT (Project Learning Tree) やEarth Education など、海外で開発・考案された種々のプログラムが我が国でも普及されることが予想され、その際、指導者養成のあり方や資格取得後の活動のあり方など多くの問題が生じる可能性がある。

そこで本研究の目的は、ネイチャーゲームの普及の経緯や研究所における指導者養成制度を明らかにすることにより、外国で考案された新しいプログラムを日本で普及する際の指導者養成制度における問題点を抽出することにある。

2. ネイチャーゲーム普及における基本的な方針

まず、ネイチャーゲームという野外活動プログラムの普及にあたり、ネイチャーゲーム研究所では、そのプログラムの特性にもとづいて、次のような基本的方針をたてた。

(1) 理念と技術の正確な普及

ネイチャーゲームの根底に流れるコーネル氏の理念と指導技術を正しく多くの 人々に伝えること

(2) 実践情報の積み上げによる新しい技術の開発

日本での実践において、現場の指導員たちの活動に則した情報交換の場を作り 、新しいアイデアや技術の積み上げをはかること

(3) 考案者の知的所有権の保護

考案者のコーネル氏が所有している知的所有権の保護をはかること

以上3点は、いずれも連動しているものであり、外国で考案されたプログラムを国内 に普及する際の原則といえる。そして、この3点のうち我が国の野外活動指導者に最も 馴染みが薄いのが(3)の知的所有権の保護であろう。

ある野外活動プログラムについて、その考案者が所有している知的所有権とは、主に ①著作権②ノウハウ③名称使用権の3つの権利であり、次のように要約される。

- ①著作権とは、著作物を創作したものに与えられる権利であり、著作者財産権と著作者人格権が含まれる。
- ②ノウハウとは、一般に公開されていない秘密の情報であり、具体的には技術、秘 訣、コツといった情報の内容を表すものである。
- ③名称使用権とは、その商品またはサービス(手法)が、他の商品またはサービス (手法)と混同されないために、独自の名称を付け、その名称を独占的に使用できる 権利のことである。

ネイチャーゲーム研究所は、コーネル氏の著した3冊の著作物(「ネイチャーゲーム 1・2・3」として柏書房より発行)に納められた69のアクティビティについて、以 上の原則に基づいた普及の資格を取得した。なお、双方の了解事項として、日本国内に おけるネイチャーゲーム指導員の資格を有しない一般ボランティア(無報酬)の個人的 活動については、フリーにネイチャーゲームを実践できることが確認されている。

3. ネイチャーゲーム指導員の養成

研究所では、上記の基本的方針に基づいて1990年より指導員の養成事業をスタートさせた。指導者養成事業のスタートにあたり、ネイチャーゲーム指導員をその役割に応じて以下の3つに分類した。

(1) ネイチャーゲーム初級指導員

子供や一般の親子などを対象にネイチャーゲームを使った地域実践活動の役割をもつ

(2)ネイチャーゲーム中級指導員

ネイチャーゲームに関心のある一般の野外活動指導者を対象に「ネイチャーゲーム入 門講座」による普及活動にあたる役割をもつ

(3)ネイチャーゲーム上級指導員

初級講座受講者および指導員登録者を対象に各種の養成及び研修を担当する役割をも つ

いずれも指導員の養成方法は、統一したカリキュラムによる講習会とテキスト(指導マニュアル)を用いてネイチャーゲームの思想と技術が正確に普及されるように組まれている。例えば初級講座は、 2泊 3日で「初級指導員ハンドブック」をテキストに5 時間の講義と15時間の実習という内容である。

尚、1992年 7月現在、初級指導員1076名、中級指導員24名、上級指導員 3名となって おり、そのうち初級指導員の基本的属性は、表1に示す通りである。

表1. 初級指導員の属性

		n=1076 (%)
 生別	男性	 582 (54.1%)
	女性	494 (45.9%)
革齢	18~22歳	167 (15.5%)
	23~32歳	372 (34.6%)
	33~42歳	298 (27.7%)
	43~52歳	137 (12.7%)
	53~62歳	52 (4.8%)
	63~72歳	22 (2.0%)
	73~82歳	9 (0.8%)
	不明	19 (1.8%)
職業	学生	168 (15.6%)
	教員	203 (18.9%)
	公務員	236 (21.9%)
	会社員	207 (19.2%)
	主婦	29 (2.7%)
	無職	39 (3.6%)
	その他	194 (18.0%	()
	(自営含む)	

4. ネイチャーゲーム指導員単位制度

研究所では、各指導員に、地域の人々に対してネイチャーゲームを指導したり自分自身がネイチャーゲームを行うといった「地域実践」活動を推奨している。それは、初級講座で身につけた技術や理念を地域での指導に活かして失敗談、成功例、新しい工夫ありといった実践報告書の提出という形で現れてくる。これは地域での実践を積み重ねることがネイチャーゲーム指導員として実力をつける唯一の道であり、一つ一つの実践に対し、自分なりの反省や評価をすることが効果的な技術の向上につながると考えているからである。またネイチャーゲームの地域実践がより積極的に行えるようネイチャーゲームに関する研修および実習を 5時間につき1単位を標準として記録、認定する単位認定制度を設けている。(表2)つまり、初級から始まって中級、上級にステップレていくには必要単位数を取得していることが条件となり、これにより指導員の地域実践活動への励みにつながっていく事を期待している。

5. 問題点の整理

これまでに述べたような一連の普及活動において、発生した問題点の多くは、知的所有権に関するものが大半である。その代表的なものを次に整理した。

- (1)本や教材などの無断複製の問題
 - 市販されている関連の書籍が著者及び出版社に無断で複写される問題
- (2) 指導員倫理基準に対する誤解の問題

登録をしたネイチャーゲーム指導員に最低限守ってほしいとされる倫理基準が、正確 に理解されずに誤解を受ける問題。

- (3)類似プログラムとの混同の問題
 - 野外ゲームなどの似て非なるプログラムと混同されることにより生じる問題
- (4)知的所有権に関する過剰反応の問題

研究所のライセンスが、あたかも野外活動における指導者のあらゆる活動を制限して

しまうかのような誤解を与え、その結果、何の承諾も必要としない範囲にまで過剰な 反応をしてしまうという問題

以上のような問題は、結局、野外活動における知的所有権の問題が、これまであまり意識されてこなかったが故に関係者にとって馴染みがないことに起因するものであろう。

こうした問題を解決するためには、時間をかけて地道な普及活動を行うしかないのが現状であるが、今後、知的所有権を重視する社会情勢の変化とともに他のプログラムの普及にあたっても同様の問題が発生すると考えられる。こうした混乱を防ぐためには、各種の野外活動講習会において啓蒙活動を行ったり、何らかの統一した基準や原則が示されることが望ましいであろう。

6. おわりに

ネイチャーゲームの指導者養成制度は、スタートして2年しか経過しておらず、上級 指導者の養成等、制度の細部においては未確立の部分もある。

ネイチャーゲームは、内容的にも新しい概念であるが、同時に普及方法も従来のプログラムとは異なった手法で行われている部分がある。当研究所としては、現時点でネイチャーゲームと同様な普及形態をとる野外活動プログラムが他にあまり見当たらないことから、本研究が今後、海外で考案された野外活動の各種プログラムの導入・普及の際の参考にして頂ければと考え、まだ途中段階ではあるが、あえて発表することとした。皆様の御批判、御助言を頂ければ幸いである。

表2.ネイチャーゲーム指導員の単位制度

	初認要	极定件	中認要	級定件	上迟要	級定件	볬 岑
初級養成講座		4					
初級研修講座 *1				4			
实践实習. I *2			7	2 0			
中級養成將座				4			
実践実習. II					7	2 0	
中級研修講座 ※3						8	
入門講座指導実習					:	2 0	
上級実習. I *4						8	初級講座指導実習
上級実習. 11 ※5						8	锅座運営実習
アナンダ特別研修※6						2	
上級獎成講座						4	·
습 it		4		2 8 (32)		7 O 02)	